

令和6年 月 日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市上下水道料金等審議会
会 長 平敷 徹男

令和6年度 浦添市上下水道料金等に係る諮問について(答申)
(案)

浦添市上下水道料金等審議会は、令和6年7月24日付け浦上水第52号で諮問のありました下記の事項について、慎重に審議を重ねた結果、結論に達しましたので、別紙のとおり答申します。

記

1. 浦添市水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略の改定について
2. 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について

答申書

1. 浦添市水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略の改定について

1) 経営戦略の実現に向けて

浦添市の水道事業及び下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインとして機能し、安全な水道水の安定供給と、下水処理による公衆衛生・公共用水域の水質保全・浸水防除に取り組んでいるものと理解します。これらの事業では、令和 2 年度に策定した水道事業の経営戦略と、平成 30 年度に策定した下水道事業の経営戦略を基に、計画的な施設整備及び健全な事業運営を続け、総務省が示す経営戦略のガイドラインに基づき 3～5 年毎に経営戦略の改定を行うものであります。これは、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づいた取り組みでもあります。しかし、現在、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。沖縄県の受水費値上げに起因する費用の増額、物価上昇、全国の水道事業体が抱える課題と同様に施設の更新・耐震化のための投資費用の増大などがその原因です。下水道事業においても、物価の上昇及び施設の更新・耐震化のための投資費用の増大を予見しています。この状況を鑑みると、両事業の経営戦略改定は必要となります。

本審議会が審議した経営戦略改定案では、前回策定から現在までの状況を基に計画と実績の確認を行い、その結果も含め、今後の投資・財政計画に反映しています。投資計画では、長期的な更新費用の平準化と延命化を図り、財政計画では、補助金活用や企業債発行などの財源確保策を整理し、令和 7 年度に予定している料金・使用料改定の改定率を検討しています。

これらの取り組みにより、中長期的な財政運営に必要な資金の確保や各年度の損益黒字の確保及び料金回収率等の維持が可能となり、今後も経営の健全化が図れることとなります。

以上を踏まえ、経営戦略の実現に向けて積極的に事業を推進するよう答申いたします。

2) 水道料金・下水道使用料改定の必要性

本審議会が審議した経営戦略改定案において、水道料金については、令和 6 年度以降、純利益が見込めないことが想定されます。そして、令和 7 年度及び令和 8 年度を見通すと純損益がさらに悪化すると予想されます。これは、主に沖縄県による受水費の改定に伴う支出の増加が主な要因です。具体的には、令和 5 年度の受水費が約 14 億円だったものが、令和 8 年度には約 18 億円に上昇する見込みで、約 4 億円の支出増が見込まれます。こ

これらの状況が続くと、水道事業の持続可能性が失われ、設備更新投資の遅延、財政的な柔軟性の喪失、そして水道事業の信頼性の低下など、さまざまな問題の発生が危惧されます。

したがって、安定的な水道事業運営のために経営改善が不可欠です。また、資本的収支については、令和 11 年度に目標となる資金残高の約 25 億円を割り込み、令和 16 年度には破綻(資金残高が 0 となる)する可能性があります。また、前回審議会の答申では、水道事業が概ね良好であると評価され、予想される設備更新事業に対する多額の費用についても、企業債を活用すれば経営が維持できると答申しました。しかし、今回の改定の要因を鑑みると、収支を見直し、経費削減や料金改定などの経営改善策を考慮しなければなりません。結果として、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、令和 7 年度に 20%、令和 12 年度に 25%、そして令和 17 年度に 30%の水道料金改定が必要となると見込まれています。

一方、下水道事業においては、令和 5 年度に料金改定を実施したため増収となっています。しかし、前回の同審議会の答申では、下水道事業会計として適正な算定に基づいた使用料改定が必要であるが、使用者の負担を考慮し、段階的に改定していくこととされ、まず、一般会計からの基準外繰入金を解消する内容となっています。また、本来の料金収入で賄うべき金額には達していないため、今後策定を予定している更新計画等の内容も踏まえた上で、引き続き検討を行うことと付帯意見が述べられています。その付帯意見に基づき投資財源に充当していた他会計借入金を解消する計画を盛り込んでいます。収益的支出は、経費の増加が大きく影響し、今後も増加が見込まれます。結果として、収益的収支全体で見ると、令和 7 年度以降、赤字化が予想され、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、令和 7 年度に 22%、令和 12 年度に 37%、下水道使用料改定が必要となると見込まれています。

以上のことから、水道料金及び下水道使用料の改定についての必要性を強く認識し、改定を前向きに検討すべきとの結論に至ります。

なお、当審議会は、次のとおり付帯意見を付することといたします。

付帯意見

- (1) 経営戦略は上下水道事業を将来にわたって健全経営を実現するための中長期的な基本計画であることから、今後、経営戦略を推進するにあたっては、その進捗状況について、市民にわかりやすく公表すること。

- (2) 経営戦略に基づいた料金改定後の収支が齟齬をきたさないよう、毎年確認を行うことが求められる。大きく乖離した場合には、投資・財政計画を見直し、計画の再検討をすみやかに実施すること。また、令和 12 年度には再び料金改定が計画されており、次回の改定に向けての取り組みも怠らず継続すること。
- (3) 新技術導入など他自治体の先進的な取組事例を積極的に収集、検討すると同時に、これらの事例から得られる知見を参考に、経費削減等さらなる事業運営の効率化や経営改善につながる可能性を検討すること。

答申書

2. 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正化について

1) はじめに

水道事業及び下水道事業の経営原則は、経費をその事業経営に伴う収入により賄い、自立性を持って事業を継続する独立採算制です。現在、水道及び下水道を利用し、生活している人々や事業を行っている人々に配慮した上で、将来に過度な負担を残さず、水道事業では、適正な水道料金で安心・安全・安定的な水道水の供給を目指し、下水道事業では、下水処理による公衆衛生・公共用水域の水質保全・浸水防除の取り組みを実現しなければなりません。この場合、下水道処理費については、雨水公費、汚水私費の原則の基、適正な下水道使用料の算定に留意する必要があります。本審議会では、今回改定した経営戦略を基に現状や将来の見通しなど様々な資料に基づき、今後の水道料金、下水道使用料の適正化について審議を行い、次のとおり意見がまとまりましたので、ここに答申します。

2) 答申内容

〈水道、下水道〉

- (1) 料金算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。
- (2) 改定時期は、周知期間を3ヶ月間とし、令和7年7月1日から改定することが適当である。
- (3) 料金体系は基本的に現行の料金体系を継続する。

〈水道〉

- (1) 水道料金は、改定率20%引き上げることが適当であると判断する。
- (2) 資金残高は、料金収入1年分の維持に努めること。
- (3) 資産維持費として1.1%相当は適当である。

〈下水道〉

- (1) 下水道使用料は、改定率22%を下回らない範囲で引き上げることが適当であると判断する。
- (2) 資金残高は、将来的に使用料収入1年分の確保を目指すこと。
- (3) 資産維持費として0.8%相当は適当である。

3) 審議内容

料金算定期間については、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」及び公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道使用料算定の基本的な考え方」に基づき、投資・財政計画を考慮して令和7年度から令和11年度までの5年間としました。

改定時期については、社会・経済情勢の変化による物価の高騰などを考慮し、市民生活や企業活動への影響を考える必要があります。しかしながら、水道事業においては既に、令和6年10月から県の受水費の値上げが施行されています。その影響で、令和6年度には純損失が見込まれるため、早期の料金改定が必要であり、改定時期を遅らせると資金残高の急激な減少と適正な施設更新が遅れる可能性があるとの観点から、令和7年7月に改定することが適当と判断します。

下水道事業においては、令和2年度に公営企業会計に移行後、資本的支出に対する不足額を、他会計借入金に頼っているところであり、その償還金も膨れ上がり健全な経営とは言い難い。本来であれば、下水道使用料で賄うべき費用であることから、令和7年7月の改定が適当と判断します。

料金体系については、家事用(生活用水)の料金負担を小さくしている現行の用途別体系を継続することが適当と判断します。

改定率については、将来の有収水量の動向、予想される事業費、料金改定の時期、企業債充当率などを踏まえ、料金算定期間中に必要な資金残高、料金回収率や経常収支比率等の水準を確保するため、水道事業では改定率20%、下水道事業では改定率22%を下回らない事とすることが適当と考えます。ただし、使用者負担を最小限に努めるよう精査・検討を進め、料金算定期間内における財政状況の動向を踏まえた上で適宜料金改定について検証することが必要であると考えます。

資金残高については、施設の新設・更新計画等を考慮に入れることや、災害時にも施設の運転を止めないで運用できる1年分の料金収入を確保することが必要と判断しました。

資産維持費については、今後の施設の更新・再構築を円滑に進め、永続的なサービスの提供を可能にするために、国から通知された資産維持率である3%を基準とする考えがあります。しかしながら、現在の社会経済情勢や市民生活への影響、さらには経営戦略におけ

る資金残高の確保などを考慮し、最低限必要とされる資産維持費として、水道事業については1.1%、下水道事業については0.8%の資産維持費を含む料金改定率としました。

なお、資産維持費とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額のことであり、償却資産額(建物、構築物、機械等)と資産維持率を掛け合わせて求められるものです。

企業債については、将来的に水需要の減少を予測する中で多額の企業債に依存する経営は望ましくないため、将来に過度な負担を残さず、計画的な企業債の活用が必要と考えられます。

付帯意見

- (1) 水道使用者の料金負担を少しでも軽減するため、引き続き、更なる経費削減と費用対効果が見込まれる官民連携手法、新たな収入の確保策を検討するなど、可能な限り改定率の抑制に努めること。
- (2) 将来にわたり、安心して安全、強靱な上下水道事業を持続していくためには、給水人口の動向や社会・経済情勢を注視し、水道料金及び下水道使用料が適正であるか定期的に検証すること。

別紙

水道料金・下水道使用料 料金改定表

水道料金

用途別	基本料金				超過料金			
	基本水量 (m ³)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)	1立方メー トルにつき	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
家事用	8立方 メートル まで	850	1,020	170	9～20	175	210	35
					21～30	185	222	37
					31～50	195	234	39
					51以上	210	252	42
連合用 ※	8立方 メートル まで	850	1,020	170	9～20	175	210	35
					21～30	185	222	37
					31～50	195	234	39
					51以上	210	252	42
営業用	10立方 メートル まで	1,200	1,440	240	11～50	210	252	42
					51～200	225	270	45
					201～500	235	282	47
					501以上	270	324	54
官公署用	10立方 メートル まで	1,100	1,320	220	11～100	210	252	42
					101～500	225	270	45
					501～1,000	240	288	48
					1,001以上	275	330	55
浴場用	100立方 メートル まで	6,000	7,200	1,200	101以上	100	120	20
臨時用	1立方メートルにつき					500	600	100
船舶用	1立方メートルにつき					350	420	70

※連合用：1戸（世帯）あたりの料金は、家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。

下水道使用料

用途別	基本料金				超過料金			
	基本水量 (m ³)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	増加額 (円)	1立方メー トルにつき	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
家事用	8立方 メートル まで	524	640	116	9～30	80	98	18
					31～50	86	105	19
					51以上	91	112	21
連合用 ※	8立方 メートル まで	524	640	116	9～30	80	98	18
					31～50	86	105	19
					51以上	91	112	21
業務用	10立方 メートル まで	684	835	151	11～30	80	98	18
					31～50	91	112	21
					51～100	106	130	24
					101～300	126	154	28
					301～500	151	185	34
					501以上	177	216	39
大衆浴 場 用	1立方メートルにつき					50	61	11

※連合専用：1戸（世帯）あたりの料金は、家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる汚水排水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。

参考

1. 審議の経過

開催日	審議内容等
令和6年7月24日	水道事業及び下水道事業の概要説明 経営戦略の概要説明
令和6年8月28日	水道事業経営戦略について(1/2) 下水道事業経営戦略について(1/2)
令和6年9月25日	水道事業経営戦略について(2/2) 下水道事業経営戦略について(2/2) パブリックコメントについて
令和6年10月30日	経営戦略への同意 料金算定の考え方について 料金改定について
令和6年11月30日	答申案の検討
令和6年12月18日	市長へ答申 予定

2. 浦添市上下水道料金等審議会委員名簿(令和6年度)

会長 平敷 徹男(学識経験者)

副会長 秋田 繁一(水道事業及び下水道事業経験者)

委員 石川 仁孝(自治会代表)

委員 照屋 冴子(婦人会代表)

委員 平良 秀樹(企業代表)

委員 譜久原 みどり(消費者代表)

計6名